



第二次北谷町墓地基本計画

【概要版】



令和7年4月



墓地基本計画について

1. 背景

『墓地、埋葬等に関する法律』では、墓地の経営(設置)は、永続的管理と公益性が求められるため、市町村などの地方公共団体によることが望ましいとされ、沖縄の習俗である個人墓は原則として認められていません。

しかし、沖縄県では、他県とは歴史的、文化的背景が大きく異なり、墓地に関して固有の習俗が根強く残っていたため、これまで個人墓地を容認してきた経緯があります。そのため、個人の都合でいたるところに墓地が設置され、生活衛生、環境保全及び景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面からも課題となっており、本町においても同様の状況にあります。

また、本町では、米軍基地建設の影響により、戦前の集落から移転を余儀なくされたことや、町域の大半を米軍基地が占めていることによって、墓地と集落が近接した「まち」が形成されてきました。

さらに、今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会化への移行、ライフスタイルの多様化など社会状況が変化していく中、今までのように個人墓地の設置を無計画に続けることは、現在の墓地に関する様々な問題だけではなく、無縁墓地の増加などの新たな問題を招くと考えられます。

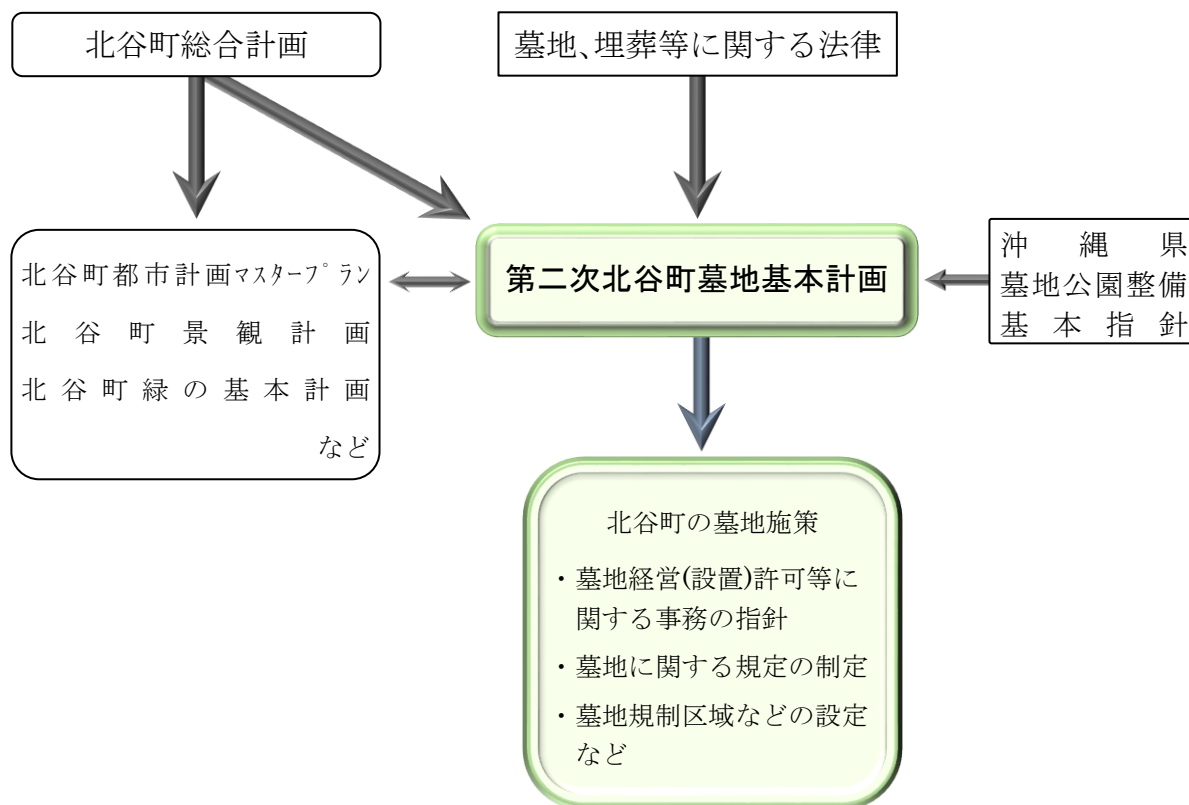
このような状況の中、本町では、平成26年4月より、『墓地、埋葬等に関する法律』に基づく墓地等の経営(設置)許可、変更許可、廃止許可に関する事務が沖縄県から権限移譲されたことから、本町における墓地問題に的確に対応するため、平成27年3月に「北谷町墓地基本計画（以下、「前回計画」という。）」を策定し、墓地行政を推進しています。今回、前回計画の計画期間が満了を迎えることや、町内における墓地需要及び墓地行政への町民ニーズ等を改めて確認する必要があるため、「第二次北谷町墓地基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定することとします。

2. 目的

本計画では、本町における墓地問題に的確に対応するため、前回計画の検証等を踏まえ、今後の墓地施策の基本方針を定めるとともに、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく、墓地の経営(設置)許可などに関する事務を行う指針とすることを目的とします。

3. 計画の位置づけ

第二次北谷町墓地基本計画は、「墓地、埋葬等に関する法律」、「沖縄県墓地公園整備基本指針」および「北谷町総合計画」などの関連計画に基づき、本町における墓地施策の基本方針を定めるものです。



4. 計画期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間の計画とします。ただし、計画改定（時期）については、町民ニーズや社会情勢の変化、計画の進行状況等を踏まえ、総合的、かつ、柔軟に判断します。

5. 用語の定義

墓地および墳墓は、「墓地、埋葬等に関する法律」では以下のように定義されています。

- ・『墳墓』：「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設
- ・『墓地』：「墓地」とは、「墳墓」を設けるために、墓地として県知事※（市又は特別区にあっては、市長又は区長。）の許可を受けた区域

※平成26年4月に沖縄県から北谷町に権限移譲されているため、北谷町長の許可となります。

墓地等の現況

1. 墓地と集落の変遷

沖縄戦以前には、北谷町域には 23 の集落がありましたが、終戦直後に米軍により町全域が接収されたため、多くの住民が戦前の集落から別の地域に移転を余儀なくされました。

終戦から数年後に桃原地域、謝苅地域の一部の土地が返還され、住宅地が形成されました。昭和 48 年(1973 年)には、米軍施設以外の土地に住宅地が広がり、現在に至っています。

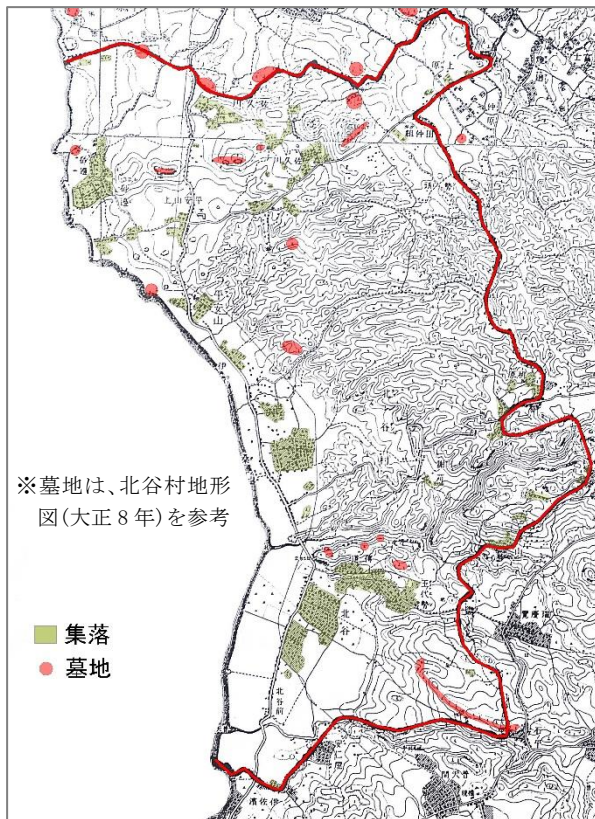
墓地についても戦前の集落と同様に移転を余儀なくされました。

このように北谷町では、利用できる町域が限られた中で住宅地と墓地を形成したために、住宅地と近接して墓地がある現在の状況に至っています。



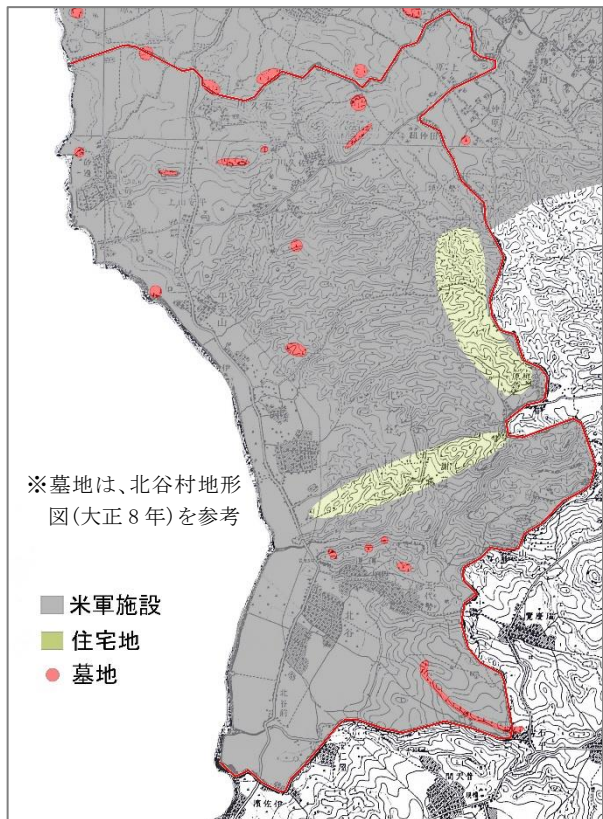
大正 8 年(1919 年)時の北谷町

引用:北谷町公文書館 北谷村地形図



大正8年(1919年)の集落と墓地

引用:北谷町公文書館 北谷村地形図



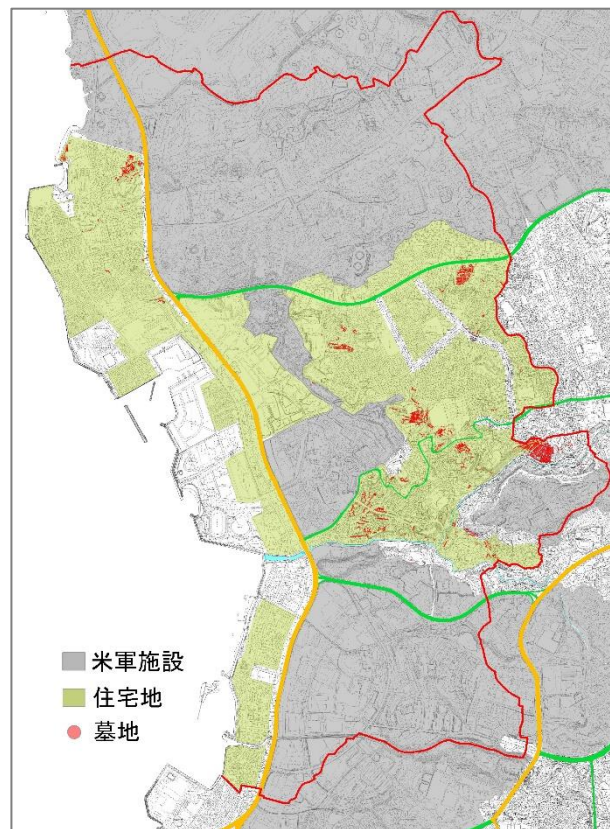
戦後の住宅地と墓地

引用:北谷町公文書館 北谷村地形図



昭和46年(1971年)の住宅地と墓地

引用:昭和46年(1971年)国土地理院地形図



令和6年(2024年)の住宅地と墓地

※令和6年の住宅地は、都市計画図の住居専用地域・住居地域を表示

墓地と集落の変遷

2. 墓地実態調査結果

(1) 墳墓数及び墓地面積

墓地実態調査の結果から、北谷町内(米軍施設内を除く。)にある墳墓の数は2,801基^{※1}であり、平均墓地面積は、約28平方メートルとなっています。

墳墓数 及び 墓地面積

令和6年度		平成26年度(参考値)	
墳墓数	平均墓地面積	墳墓数	平均墓地面積
2,801基 ^{※1}	約28㎡	2,657基 ^{※2}	約29㎡

※1 主墳墓の側に設置されている小墳墓は除く。

※2 平成26年度調査では、当時26基の未記録墳墓があるため、調査項目ごとの集計には含まれていない。

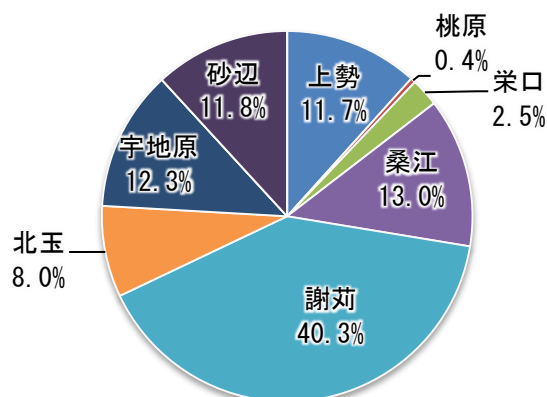
(2) 行政区別墳墓数

最も墳墓数が多いのは、謝苺区の1,130基(40.3%)となっており、次いで桑江区の365基(13.0%)、宇地原区の344基(12.3%)となっています。

謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があるため、墳墓数が多くなっています。

行政区別墳墓数

行政区	令和6年度		平成26年度(参考値)	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
1. 上 勢	327	11.7	329	12.4
2. 桃 原	12	0.4	12	0.5
3. 栄 口	69	2.5	64	2.4
4. 桑 江	365	13.0	363	13.7
5. 謝 苺	1,130	40.3	1,107	41.7
6. 北 玉	223	8.0	158	5.9
7. 宇地原	344	12.3	332	12.5
8. 北 前	0	0.0	0	0.0
9. 宮 城	0	0.0	0	0.0
10. 砂 辺	331	11.8	292	11.0
11. 美 浜	0	0.0	0	0.0
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

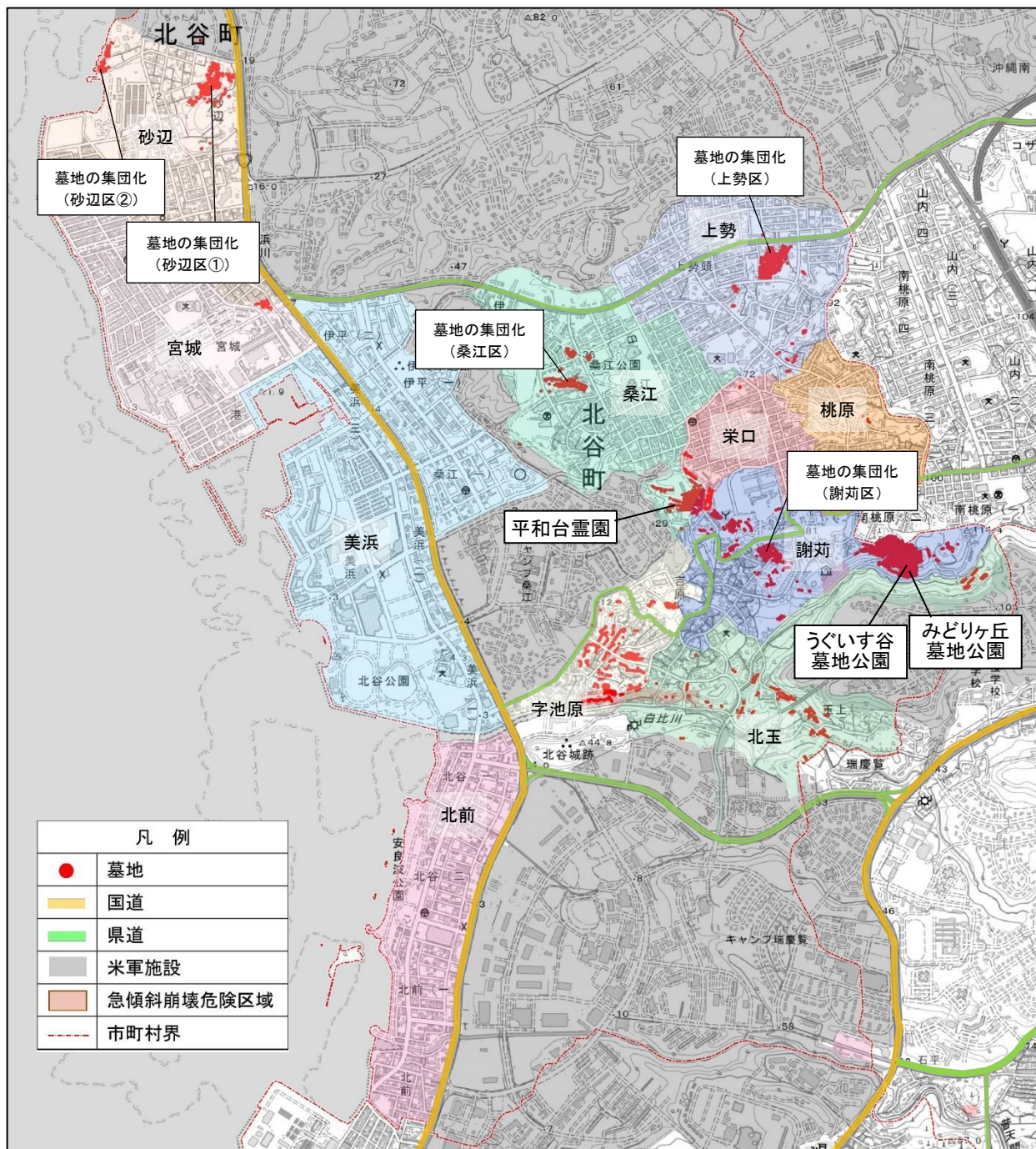


行政区別墳墓数(令和6年度)

3. 墓地分布状況

北谷町の墓地の分布状況は、北前区、宮城区、美浜区以外に墓地が分布しています。

上勢区、桑江区、謝苅区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。



墓地分布図(行政区)

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」

※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

4. 北谷町の墓地の現況特性

(1) 墳墓数

米軍施設内及び小墳墓を除いた墳墓数は、昭和 60 年(1985 年)から平成 8 年(1996 年)の 10 年間では 387 基(約 38 基/年)増加、平成 8 年(1996 年)から平成 26 年(2014 年)の 17 年間では 551 基(約 32 基/年)の増加、平成 26 年(2014 年)から令和 6 年(2024 年)の 10 年間で 118 基(約 12 基/年)の増加となっています。

北谷町の墳墓数

調 査 年	墳 墓 数	備 考
昭和60年(1985年)	1,745 基	
平成 8 年(1996年)	2,132 基	
平成26年(2014年)	2,683 基	小墳墓 271 基
令和 6 年(2024年)	2,801 基	小墳墓 206 基

※米軍施設内の墳墓数は除く

※平成 26 年調査の墳墓数は、当時の未記録 26 基を含む。(P.5 の「平成 26 年度(参考値) 2,657 基」は、項目毎の比較のため、当該未記録分を含めていない。)

(2) 墓地の集団化

北谷町の墓地の分布状況は、謝苺区、桑江区、砂辺区及び上勢区に「墓地の集団化」が見られます。

「墓地の集団化」が見られる、謝苺区には「うぐいす谷墓地公園」、「みどりヶ丘墓地公園」、桑江区には「平和台霊園」があり、上勢区には、米軍施設からの移転による墓地があります。

なお、町内の墓地公園などは、現在管理者がいらないため、各墳墓の所有者が管理しており、実質的には個人墓となっています。

(3) 墓地の散在化

北谷町内には、「墓地の散在化」が見られる箇所があります。

墓地の散在化が見られる箇所では、今後、隣接して墓地が設置される可能性がある箇所があります。

(4) デザイン(墳墓の形態)及び素材

北谷町内の墳墓は、戦後に建てられたものが多いため、比較的近年のデザイン(墳墓の形態)である「平地式：家型墓」が最も多く、素材も「コンクリート」が最も多くなっています。

(5) 管理状況

管理状況については、「管理されていると想定される」が 2,635 基(94.1%)と最も多く、北谷町内の多くの墓地が良好な管理状況であることがわかりました。

しかし、清明祭などの後にごみの投棄が見られ衛生上問題となる箇所があります。

(6) 墓地の設置場所

北谷町の墳墓は、住宅地と近接しているため「公園、学校、病院、その他の公共施設及び人家から 100m以内にある。」が 2,252 基(80.48%)と全体の約 8 割を占めています。

5. 住民意向調査（アンケート調査）結果

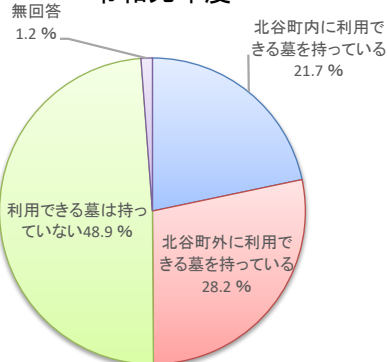
墓地については、地域における習慣、宗教観などが大きく影響することから、地域住民の意見などを把握するために、アンケート調査を実施しました。令和元年に実施したアンケート調査と比較して意識の変化を確認しました。

住民意向調査(アンケート調査)結果の概要は、以下のとおりです。

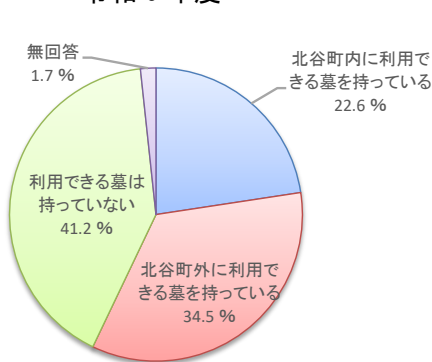
- ①調査期間：令和6年10月31日から令和6年11月29日まで
- ②調査対象：北谷町内の一般世帯（町民2,500人を無作為抽出）
- ③配布・回収方法：郵送により配布・回収、Web調査結果を収集
- ④配布・回収状況：総配布数：2,500票 回収数：563票 回収率：22.5%

現在あなたが利用できるお墓がありますか。

令和元年度



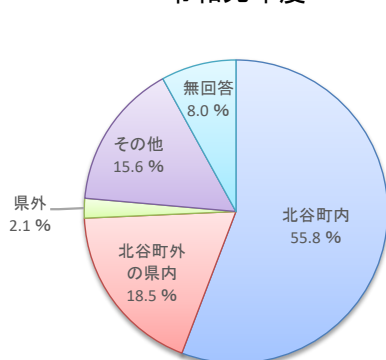
令和6年度



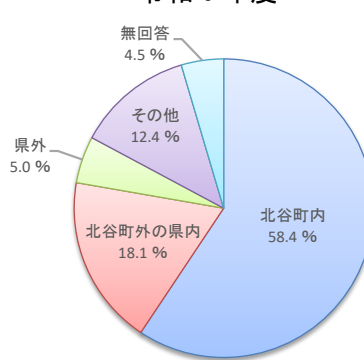
町内、町外に利用できるお墓を持っていると回答した人が、令和元年度が約50%、令和6年度が約57%となっており、半数以上の人々が利用できるお墓を持っている結果となり、わずかに増加傾向がみられた。

あなたが墓を新たに作るとした場合、望ましいと考える墓の場所はどこですか。

令和元年度

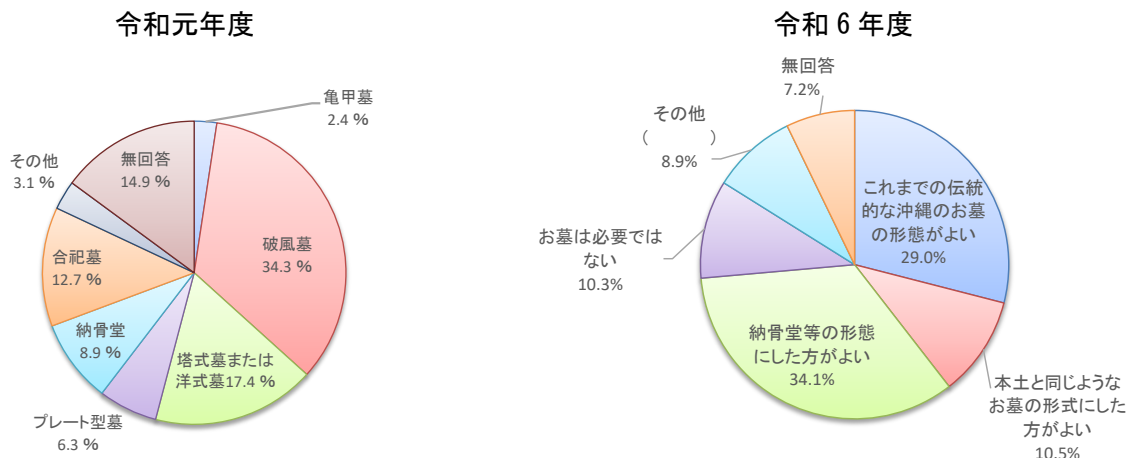


令和6年度



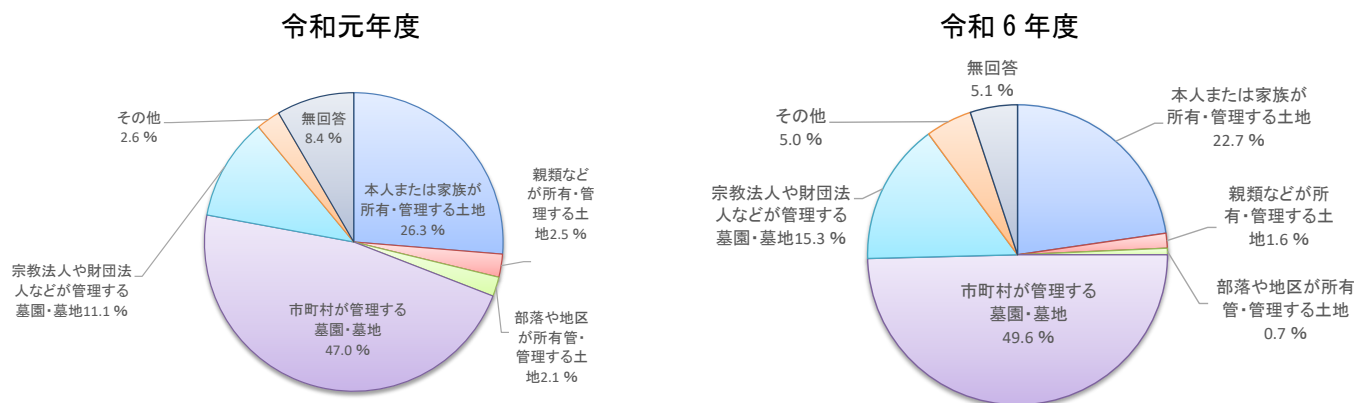
望ましいと考える墓の場所について、令和元年度、令和6年度ともに約6割弱が北谷町内との回答が得られた。

今後、北谷町において個人によるお墓の建設を行う場合を含め、墓地の様式やあり方についてのお考えをお伺いします。



選択肢の内容が若干異なるが、令和元年度に比べて令和 6 年度はこれまでの伝統的な沖縄のお墓の形態（亀甲墓、破風墓など）を望む人が約 37%から約 29%へ減少した。

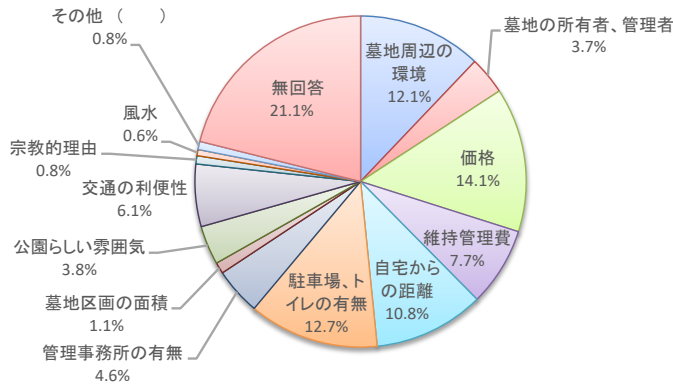
あなたが墓を作ることになった場合、どのような墓地及び管理方法がよいとお考えですか。



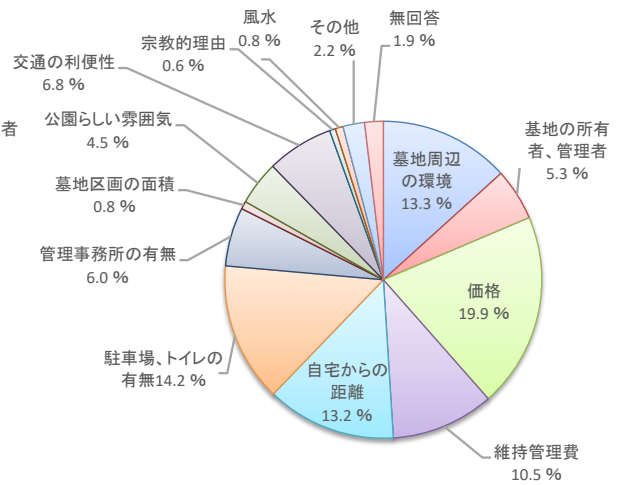
お墓を作ることになった場合の墓地及び管理方法について、両年度ともに「市町村が管理する墓園・墓地」が約 5 割弱ともっとも多く、「宗教法人や財団法人などが管理する墓苑・墓地」で増加傾向がみられた。

あなたが墓を作ることになった場合、墓地を選ぶ際に重視する点は何ですか。（3つまで選択可）

令和元年度



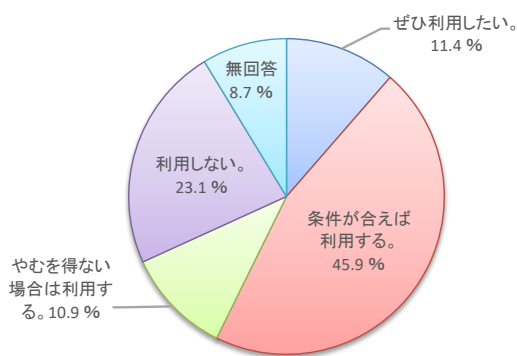
令和6年度



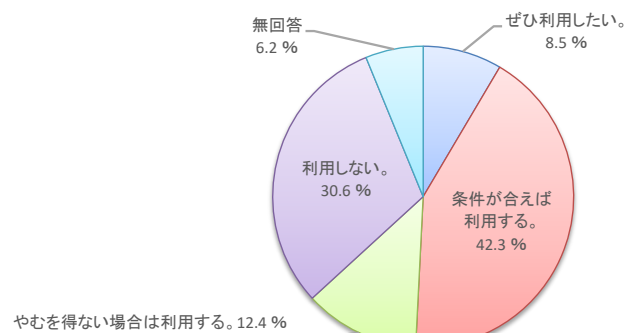
墓を作ることになった場合の墓地を選ぶ際の重視する点は、「価格」「自宅からの距離」「駐車場、トイレの有無」の割合が両年度ともに高く、令和6年度がいずれも増加傾向であった。

個人や夫婦単位で入れる1～2畳程度の個人墓地が整備された場合、あなたは利用されますか。

令和元年度

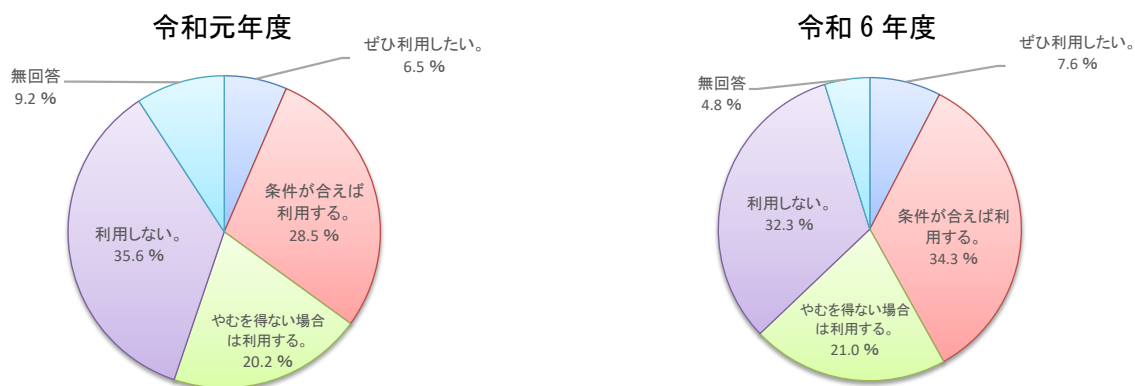


令和6年度



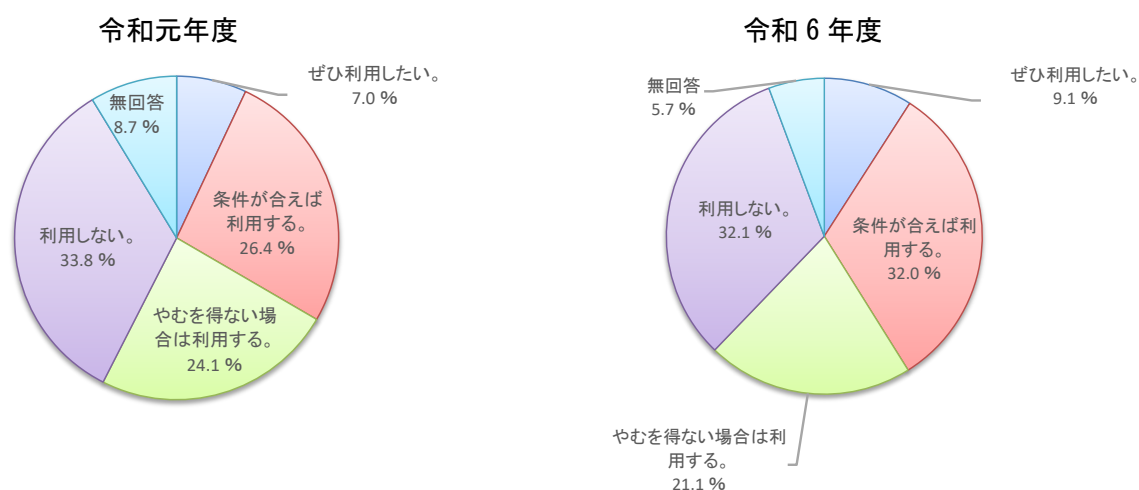
1～2畳程度の個人墓地の整備の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値が両年度ともに約6割以上となっており、小規模の墓地の利用を望む傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

ロッカーのように、個別の収蔵庫が縦横に並んだタイプで遺骨や位牌を納める納骨堂のロッカー式墓が利用できる場合、あなたは利用されますか。



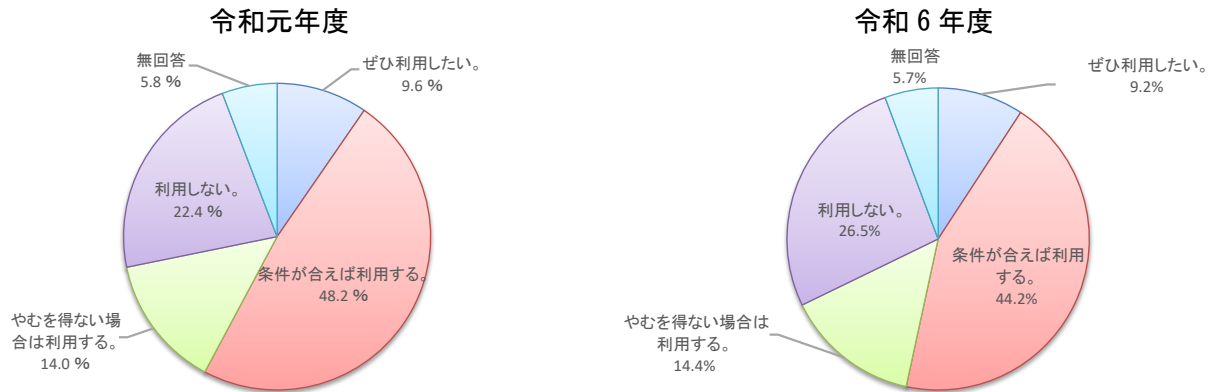
納骨堂のロッカー式墓の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値は、令和元年度が約 55%、令和6年度が約 63%となっており、小規模のロッカー式墓の需要増加の傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

利用できる合葬式の共同墓（個人や家族の墓でなく、公営の共同墓。子供がいなかったり、単身者の利用が高い）があった場合、あなたは利用されますか。



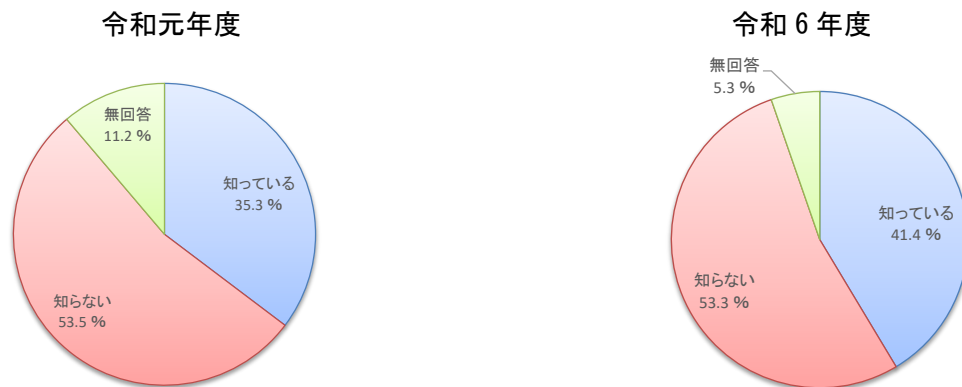
利用できる合葬式の共同墓の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値は、令和元年度が約 58%、令和6年度が約 62%となっており、個人墓等ではなく合葬墓の需要増加の傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

公営墓地を利用したいと思いますか。



公営墓地の利用について、「利用したい」「利用する」の合計値は、令和元年度が約72%、令和6年度が約68%となっており、令和元年度と比較して回答数は減少しているが、現状においても公営墓地の利用を望む傾向がみられた。一方で、「利用しない」の回答も一定数みられた。

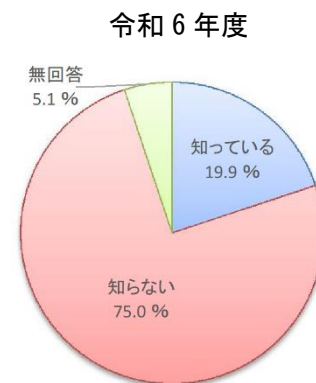
あなたは、墓を建てる場合には、墓地の経営許可申請が必要なのを知っていますか。



墓を建てる場合の墓地の経営許可申請の必要性について、「知らない」の回答数が令和元年度が約54%、令和6年度が53%とほぼ同様の数値となり、墓地の経営許可申請の周知が課題であることが確認された。

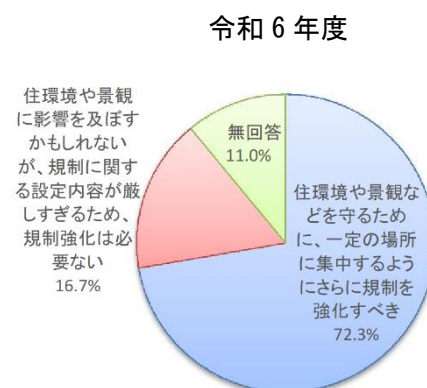
現在、北谷町では墓地の散在化防止及び墓地行政を円滑に行っていくため、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない「墓地規制区域」があることをご存知ですか？

「知らない」が約 75% となり、墓地規制区域に対する周知が課題となる。



「墓地規制区域」についてどうお考えですか？

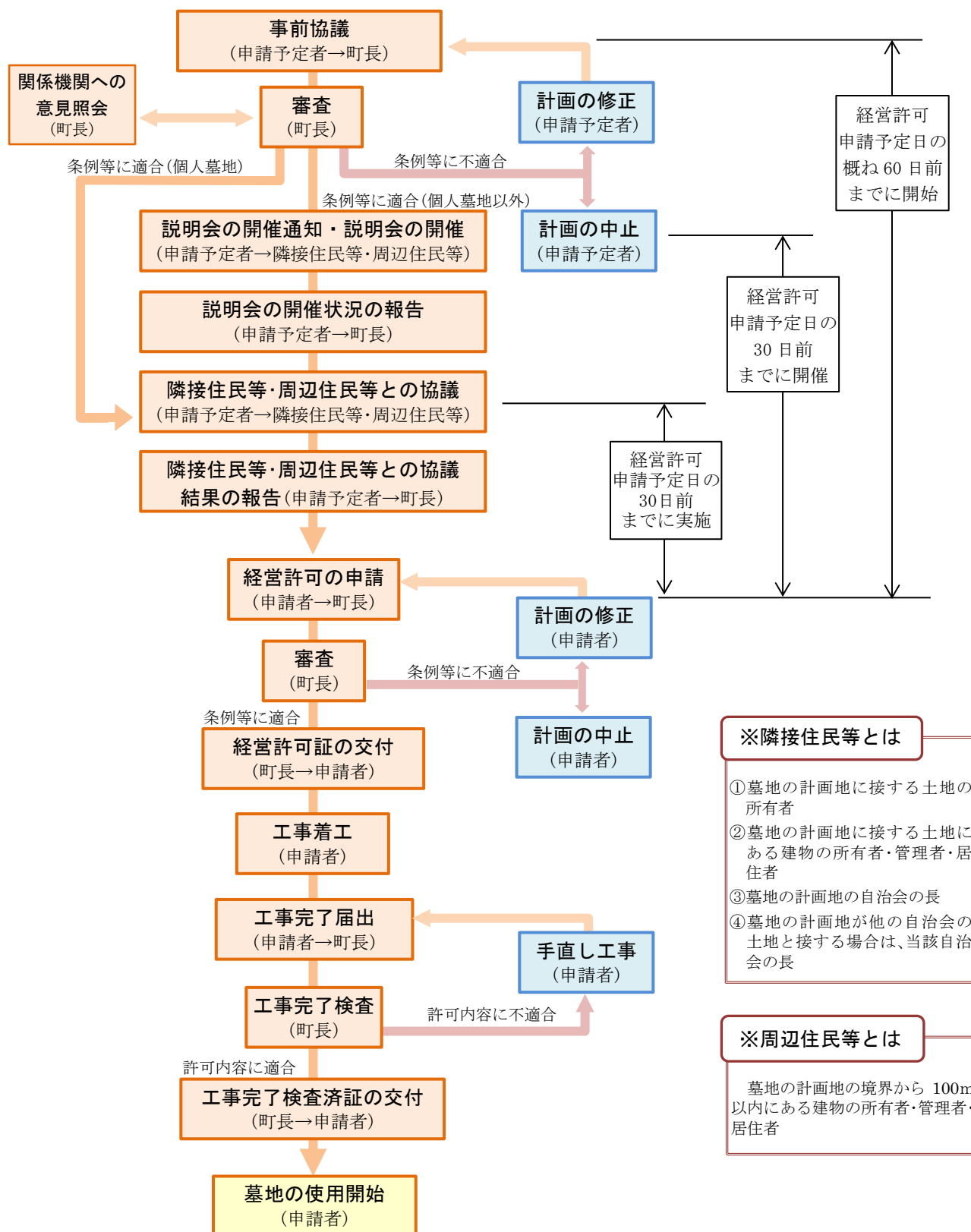
「規制を強化すべき」が約 72% となり、住環境、景観等への影響を及ぼさないよう墓地規制区域の強化を望む回答が多かった。



6. 墓地の経営許可について

(1) 墓地の経営許可の流れ

墓地の経営許可の流れは、沖縄県から本町への移譲されたことにより、「北谷町墓地等の経営許可等に関する条例」に基づき、下図に示す流れとなっています。



墓地の経営許可の流れ

(2) 墓地の設置場所の基準及び墓地の構造基準

本町における「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」を以下に示します。両基準は、沖縄県の「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」及び「墓地等の許可申請に関する事務取扱要領」を基に設定されています。

墓地の設置場所の基準及び構造基準

墓地の設置場所の基準	墓地の構造基準
(1) 墓地の敷地は、当該墓地を経営する者が所有し、又は条例第7条第1項の許可を受けた後遅滞なく所有することとなるものであって、かつ、地上権、抵当権、賃借権その他の権利が設定されていないものでなければならないこと。	(1) 周囲は、障壁又は生け垣等で境界を設けなければならないこと。
(2) 国道、県道その他主要道路及び河川から 30m 以上離れていること。	(2) 道路の有効幅員は、1m 以上とすること。
(3) 公園、学校、病院その他公共的施設又は人家から 100m 以上離れていること。	(3) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。
(4) 水源を汚染するおそれのない場所であること。	(4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を施すこと。
(5) 地滑り防止区域又は急傾斜地崩壊危険区域でないこと。	(5) 墓地区域面積の 3 割以上の緑地を適正に配置すること。
(6) 周囲の良好な景観を損ねることがないこと。	(6) 管理事務所(面積が 1ha 以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に 100 分の 10 を乗じて得た数(1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するものであること。)を設けること。
—	(7) 墓地面積

墓地の課題

1. 墓地の散在化

北谷町では、上勢区、桑江区、謝苅区及び砂辺区の一部の墓地は「集団化」していますが、その他の墓地は「散在化」しています。

このような墓地の散在化は、生活衛生、環境保全、景観上の問題が生じるとともに、都市計画や土地利用の面などの「まちづくり」の障害となる可能性があります。

2. 墓地用地の不足

北谷町の土地利用現況は、町域の約 51.6 パーセントを米軍施設が占め、その他の土地利用のほとんどが宅地や公共・公益用地などの都市的土地利用となっています。

都市計画に関する北谷町の面積の内訳では、中部広域都市計画用途地域、都市公園及び米軍施設で町域の 98.7 パーセントを占めており、無指定地は僅か 2.1 パーセントとなっています。

墓地需要予測結果では、年間 38～68 基の需要が見込まれており、墓地面積に係る基準（20 平方メートル以下とする。）を継続した場合における必要墓地面積は、10 年間で最大 13,600 平方メートルとなっています。

このような状況の中、利用できる町域が限られている北谷町では、今後の墓地需要に対応するための墓地用地の確保が難しい状況にあると考えられます。

北谷町の面積（都市計画関係）

面積内訳	面積	構成比
中部広域都市計画用途地域	593.00 ha	42.6 %
都市公園	50.79 ha	3.7 %
米軍施設	717.76 ha	51.6 %
無指定地	29.45 ha	2.1 %
合 計	1,391.00 ha	100.0 %

出典：平成 28～30 年度都市計画基礎調査、北谷町統計書（令和 4 年度版）

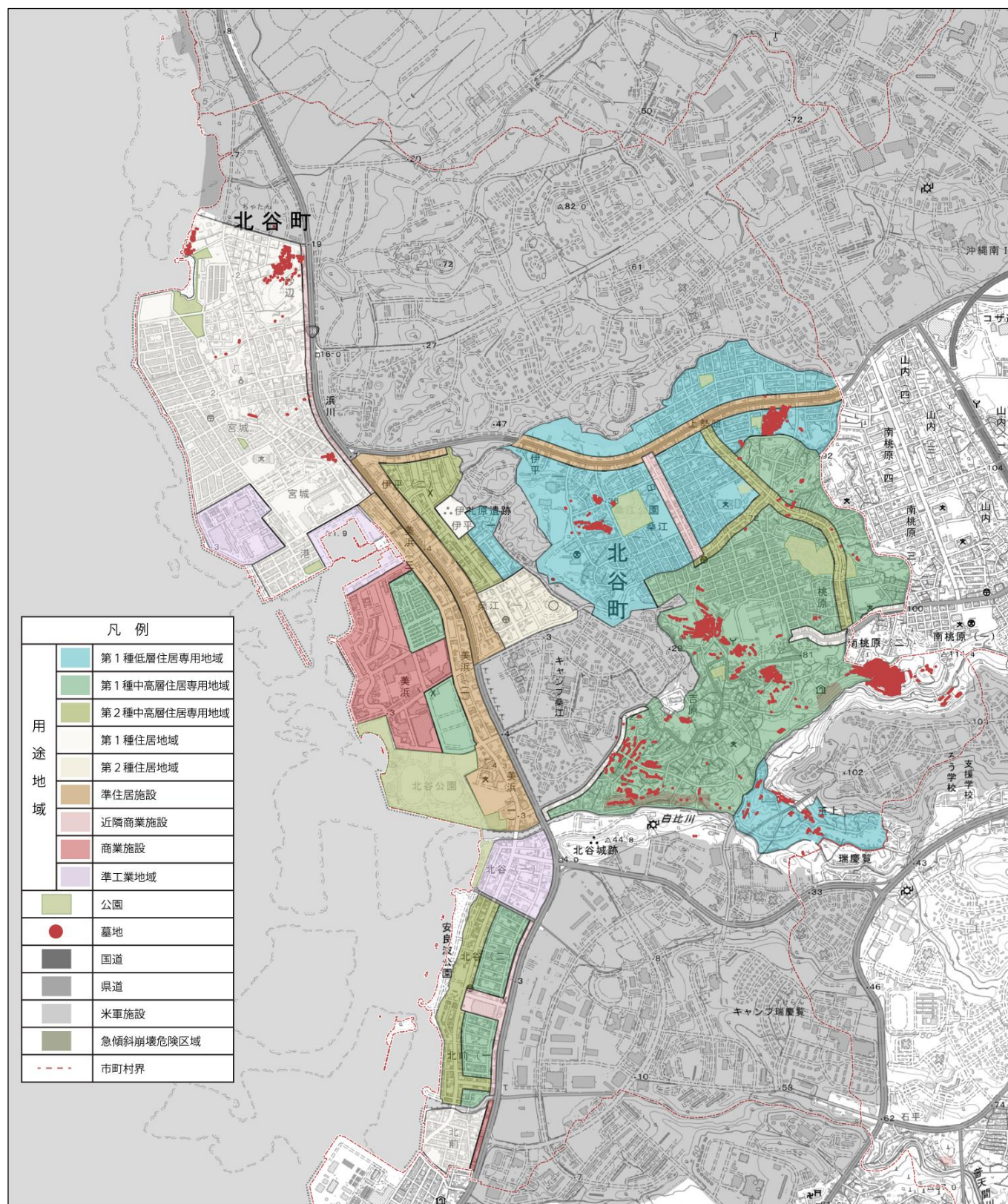
墓地需要予測結果表

墓地需要予測結果	
年間墓地需要数	38～ 68 基
10 年間墓地需要数	380～680 基

必要墓地面積の試算結果（1ha=10,000 m²）

墓地の 単位面積	必要墓地面積（試算）	
	1 年間	10 年間
10 m ² の場合	380 ～ 680 m ²	3,800 ～6,800 m ²
20 m ² の場合	760 ～ 1,360 m ²	7,600 ～13,600 m ²
30 m ² の場合	1,140～ 2,040 m ²	11,400 ～20,400 m ²

※「沖縄県墓地現況・需要調査 報告書」（平成 11 年 7 月沖縄県福祉保健部薬務衛生課）において、墓地需要予測に用いられた「簡易予測式」及び「横田方式」により算定



墓地分布図(用途地域等)

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」

※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

引用：沖縄県地理情報システム（令和5年度末）

3. 無縁墓地の増加

- 今後の少子高齢化により、無縁墓地の増加が予想されます。
- 墓地実態調査結果から、北谷町内の墳墓の 5.7 パーセントが無縁墓の可能性がありますが。

管理状況別の墳墓数

項 目	令和6年度		平成26年度（参考値）	
	墳墓数(基)	構成比(%)	墳墓数(基)	構成比(%)
① 管理されていると想定される。	2,635	94.1	2,551	96.0
② 管理されていると想定されるがごみ等の投棄がみられる。	5	0.2	32	1.2
③ 何年も管理されていないと想定される。	160	5.7	72	2.7
④ 不明	1	0.0	2	0.1
合 計	2,801	100.0	2,657	100.0

4. 無許可墓地

- 墓地実態調査により北谷町内には、2,801 基(小墳墓を除く)の墳墓があることを確認しましたが、北谷町内で墓地の経営許可が交付された墓地（墳墓）の数は、800 基余りとなっており、無許可の墓地（墳墓）が多く存在しています。無許可墓地については、墓地の散在化や土地利用及び生活環境等への影響が懸念されます。

なお、「墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和 47 年 5 月 15 日 沖縄県規則第 52 号)」の施行前に設置された墓地については、許可を受けたものとして取り扱います。

墓地経営許可数

区分	経営許可 墓地（墳墓）数	備考
うぐいす谷墓地公園	300基	
みどりヶ丘墓地公園	141基	うぐいす谷墓地公園の下部分
平和台霊園	82基	
北谷町新川墓地公園（公営）	62基	未使用区画は含まない。
個人墓地	242基	
合 計	827基	

○墓を建てる場合には、「北谷町墓地等の経営許可等に関する条例」に基づく経営許可が必要であるということの周知が不足しています。

住民調査結果の抜粋「墓地の設置許可についての質問に対する回答結果」

選 択 肢	回答数	構成比
知っている	233 票	41.4 %
知らない	300 票	53.3 %
無回答	30 票	5.3 %
合 計	563 票	100.0 %

5. 墓地施策の周知不足

「墓地に関するアンケート調査」を実施した結果、公営墓地である北谷町新川墓地公園の存在や、墓を建てる場合に経営許可が必要であること、墓地を設置することができない墓地規制区域が設定されていることなど、墓地施策に関する町民の認知度が低く、周知が不足しています。

墓地施策の基本方針

1. 墓地の散在化防止及び集約化

墓地の散在化防止と集約化を図り、墓地行政を円滑に推進するため、「墓地規制区域」の見直しを進めます。

なお、「墓地規制区域」の見直しに当たっては、新たな墓地整備などの町民の墓地需要への対応状況や町民の理解度及び意見を踏まえながら実施するものとします。

2. 墓地需要への対応

本町における今後の墓地需要に対応するため、「北谷町新川墓地公園」の更なる活用や、宗教法人等による管理型墓地をはじめとした新たな墓地整備についての検討を進めます。

また、利用できる町域が限られた中でのまちづくりを考慮し、墓地の構造基準における墓地面積の設定を継続します。

3. 無縁墓地対策

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化による無縁墓地の増加を防ぐため、無縁墓地についての問題点を周知徹底するとともに、課題解決に向けた取り組みを検討します。

4. 無許可墓地対策

無許可での墓地の設置を防止し、墓地行政を円滑に推進するため、町民及び墓地関連事業者等への法手続の周知徹底を図ります。

5. 墓地施策の迅速かつ柔軟な実施及び周知徹底

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していくことが考えられるため、墓地施策の迅速かつ柔軟な対応に向けた手法を検討し、実施します。

また、墓地施策を推進する上で必要となる各種取組の効果的な周知方法を検討し、墓地施策に対する町民の認知度向上を図ります。

計画推進のための今後の取組

1. 墓地の散在化防止及び集約化

基本方針

墓地の散在化防止と集約化を図り、墓地行政を円滑に推進するため、「墓地規制区域」の見直しを進めます。

なお、「墓地規制区域」の見直しに当たっては、新たな墓地整備などの町民の墓地需要への対応状況や町民の理解度及び意見を踏まえながら実施するものとします。

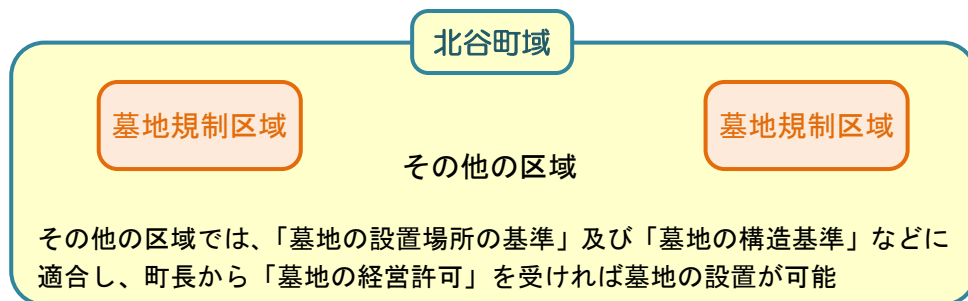
(1) 墓地規制区域の設定

「墓地規制区域」は、原則的に「個人」及び「法人」が墓地を設置することができない区域です。

その他の区域では、「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地の経営(設置)許可申請」を行い、町長の許可を受ければ墓地の設置が可能です。

墓地規制区域内にある既存墓地については、従来のまま設置が可能です。

また、既存墓地の改修及び改築(建て替え)は可能ですが、墳墓を増やすことはできません。ただし、改築(建て替え)の際には、「墓地の構造基準」などに適合し、「墓地等の変更の許可の申請」を行い、町長の許可を受ける必要があります。



墓地規制区域のイメージ

墓地の取り扱い

項 目	墓地規制区域	その他の区域
墓地の新設	許可しない	「墓地の設置場所の基準」及び「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地の経営許可」を受ければ墓地の設置が可能
既存墓地	従来のまま設置可能	従来のまま設置可能
既存墓地の改築	「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能	「墓地の構造基準」などに適合し、町長から「墓地等の変更許可」を受ければ改築可能

(2) 墓地規制区域の設定方針

墓地規制区域については、前回計画策定時において、「急傾斜崩壊危険区域」や「土地区画整理事業区域（墓域を除く。）」等を規制区域に設定しています。また、規制区域の第2段階を設定し、都市計画用途地域をもとに、町民の墓地需要への対応状況や、町民の意見等を踏まえて段階的に区域を追加することとしていました。

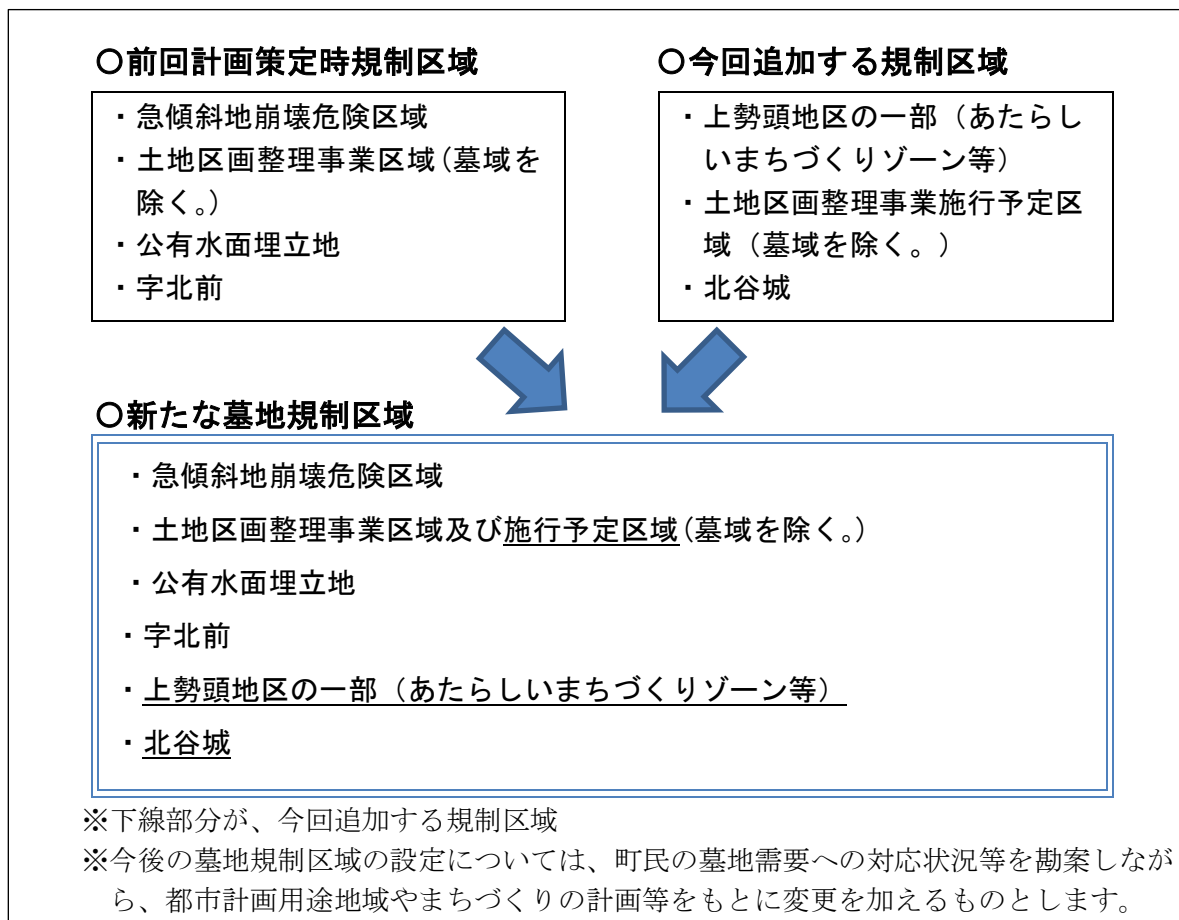
今回、「墓地に関するアンケート調査」を実施した結果、「住環境や景観などを守るために、一定の場所に集中するようにさらに規制を強化すべき」との回答が約7割となっており、町民の意向として規制区域の強化を望んでいることが伺えます。

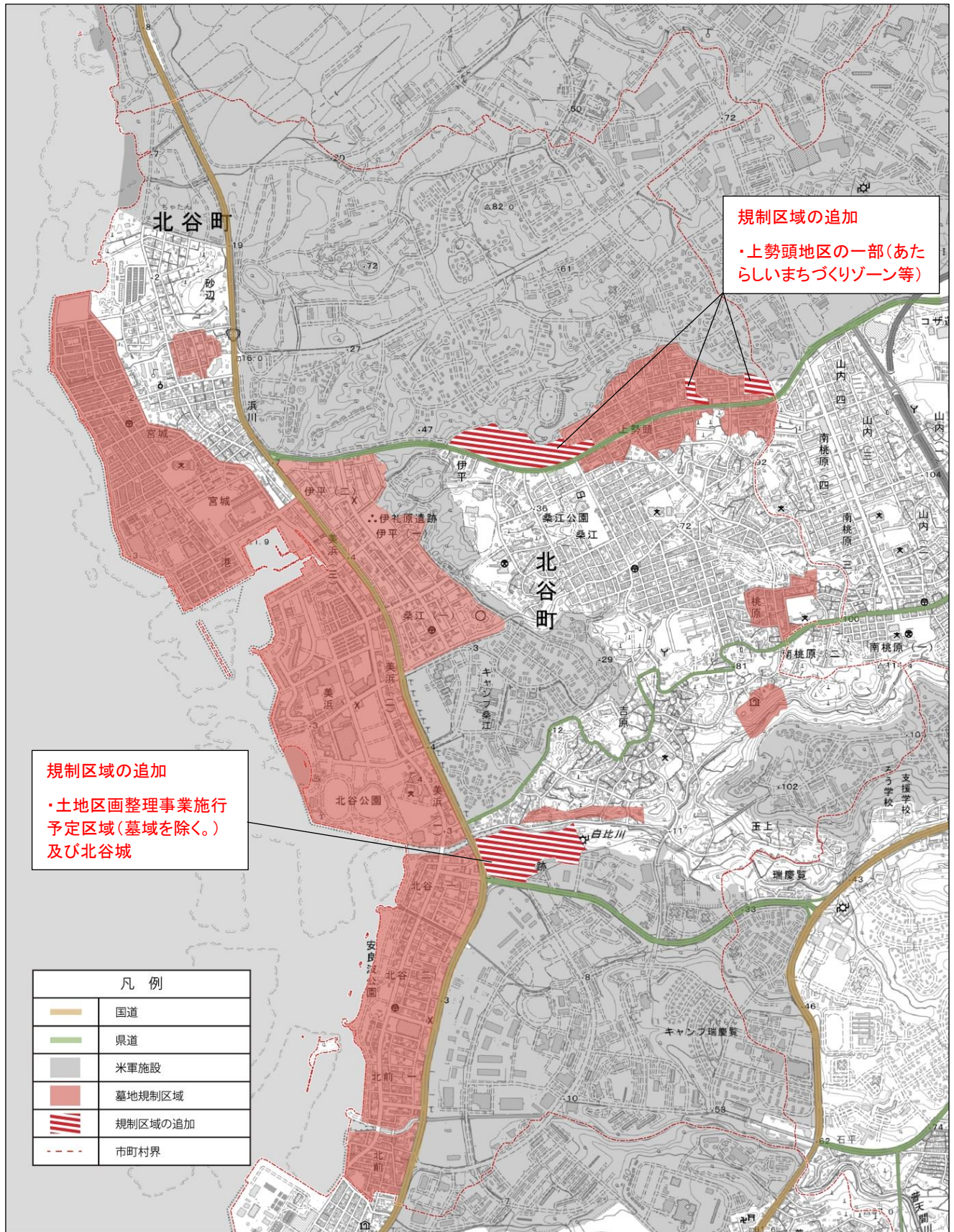
一方、「墓地需要予測」からは、今後10年間で最大680基（13,600平方メートル）の墓地需要が試算されています。

以上を踏まえ、まずは、関連計画における「あたらしいまちづくりゾーン」をはじめとした上勢頭地区の一部及び土地区画整理事業施行予定区域等を新たに墓地規制区域に追加することとします。

その他の地域については、引き続き、町民の墓地需要への対応状況等を勘案しながら、都市計画用途地域に限定せず、本町のまちづくりの計画などをもとに、柔軟に変更を加えるものとします。

墓地規制区域の設定方針





新たな墓地規制区域

出典：「国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>)」
※地理院タイル（電子国土基本図）を加工して作成

2. 墓地需要への対応

基本方針

本町における今後の墓地需要に対応するため、「北谷町新川墓地公園」の更なる活用や、宗教法人等による管理型墓地をはじめとした新たな墓地整備についての検討を進めます。

また、利用できる町域が限られた中でのまちづくりを考慮し、墓地の構造基準における墓地面積の設定を継続します。

(1) 北谷町新川墓地公園の更なる活用

北谷町新川墓地公園は、公共事業に伴い移転を要する墓地の代替地確保及び町内に点在する墓地の集約化並びに町民の墓地需要に対応するために整備され、平成 22 年 9 月から供用開始しています。

その後、一般公募用の区画数の確保に努めています（全 172 区画の内 69 区画が公共移転用、103 区画（61 区画使用許可済）が町民の墓地需要への対応用（一般公募用））。

今後は、北谷町新川墓地公園を更に活用していくため、関係各課と連携し、公共移転用と一般公募用の区画数の割合見直しの検討や、1 区画当たりの面積縮小等による一般公募用区画数の増を図ります。

(2) 新たな墓地整備についての検討

新たな墓地整備については、「多様化する葬制」、「無縁墓の増加」などに柔軟に対応できる墓地形態の検討が必要です。住民意向調査結果からも、「納骨堂のロッカー式墓」や「合葬式の共同墓」の利用を望むなど、多様な墓地形態の利用を望んでいることが伺えます。

また、墓地の散在化防止と集約化を図る上で必要となる「墓地規制区域」の見直しに向けて、町民の墓地需要に対応できる受け皿の確保が必要となります。

以上のことから、土地の確保や、無縁墓地対策などを考慮し、従来の墓地形態に加え、特に「納骨堂」及び「合葬墓」などについての検討を前進させる必要があります。なお、新たな墓地の整備に当たっては、本町をはじめ、県内の墓地需要及び供給量の状況も勘案しつつ、公営による整備検討のほか、宗教法人や公益法人（公益社団法人及び公益財団法人）による管理型墓地の整備を推進します。

※葬制：人の死に関する習慣及び慣習

(3) 北谷町の地域特性を考慮した「墓地の構造基準」の設定

北谷町では、墓地等に利用できる町域が限られていることから、町内で過去に墓地経営許可が交付された平均墓地面積「約 20 平方メートル」をもとに、「墓地面積を 20 平方メートル以下（個人墓地に限る。）」として設定していました。

前回計画策定以降、概ね 20 平方メートル以下の基準に基づいた墓地の経営許可が行われていることや、近隣市町村における基準等を踏まえ、墓地面積の規定については、前回

計画と同様に【墓地面積を 20 平方メートル以下(個人墓地に限る。)】とする墓地面積の設定を継続します。

3. 無縁墓地対策

基本方針

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化による無縁墓地の増加を防ぐため、無縁墓地についての問題点を周知徹底するとともに、課題解決に向けた取り組みを検討します。

(1) 無縁墓地問題の周知徹底及び受入先の紹介

無縁墓地については、墓地の荒廃や住生活環境及び景観の悪化など、様々な問題が生じる可能性があるため、墓地の管理者や使用者に対して、問題点の周知徹底を図ります。また、改葬や墓じまいを行いたい方、又は、継承者がいなくなる可能性が高い墓地の管理者に対し、永代供養を行ってくれる納骨堂や合葬墓などを紹介します。

(2) 無縁仏などの受入先の確保

遺骨の引き取り手の居ない無縁仏や無縁化した墓地(墓地の継承者が居なくなる墓地を含む。)に納められている遺骨については、受入先(公営墓地などに共同埋設型の墓地(合葬墓)を設置するなど)の確保に努めます。

(3) 墓地の継承手続義務化の検討及び相続登記手続の周知

「墓地の設置」又は「墓地の改築」の申請時に、継承者の登録を行ってもらうなど、無縁墓地の発生を防止する対策を検討します。また、令和 6 年 4 月に相続登記の義務化に関する法律が施行されたため、墓地の管理者に対し、相続登記手続きの周知を図ります。

(4) 墓地の適正管理の維持

「墓地実態調査」によると、町内の墓地は、その多くが管理されていると想定され、無縁墓地は少ない状況となっています。

今後も、このような墓地の管理状況を維持していくため、広報活動などをとおして墓地の維持管理の必要性などを町民に広く周知していきます。

(5) 課題解決に向けた取り組みの検討

県内及び全国的に無縁墓地の増加が問題となっており、今後、本町においても増加することが想定されるため、国、県及び他自治体等の動向に注視しながら、無縁墓地の課題解決に向けた取り組みを検討します。

4. 無縁墓地対策

基本方針

無許可での墓地の設置を防止し、墓地行政を円滑に推進するため、町民及び墓地関連事業者等への法手続の周知徹底を図ります。

(1) 町民及び墓地関連事業者への法手続の周知徹底

無許可での墓地の設置を防ぐため、墓地設置許可に関する手続き等について、住民及び墓地関連事業者等への周知徹底を図ります。

(2) 墓地整備工事許可証及び墓地登録番号表示

墓地の整備工事や設置が許可を受けたものかを判断できるようにし、地域全体で無許可墓地を監視するため、墓地整備工事時における許可証表示及び墓地登録番号表示を検討します。

5. 墓地施策の迅速かつ柔軟な実施及び周知徹底

基本方針

今後の人口減少、少子高齢化の進行による多死社会への移行及びライフスタイルの多様化などにより、墓地に対する考え方や要望が多様化していくことが考えられるため、墓地施策の迅速かつ柔軟な対応に向けた手法を検討し、実施します。

また、墓地施策を推進する上で必要となる各種取組の効果的な周知方法を検討し、墓地施策に対する町民の認知度向上を図ります。

(1) 「墓地に関するアンケート調査」等の実施

墓地施策に対する町民の要望等を把握し、迅速かつ柔軟な対応を図るため、「墓地に関するアンケート調査」等の手法を検討し、実施します。

(2) 各種取組等の周知徹底

墓地経営許可に係る法手続、墓地規制区域の設定、墓地施策を推進する上で必要となる各種取組等の認知度が低いいため、より効果的な周知方法を検討し、周知徹底を図ります。

第二次北谷町墓地基本計画

令和 7 年 4 月

策 定 者  北谷町住民福祉部 保健衛生課

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目 1 番 1 号
TEL (098) 936-1234 代表

作成委託 一般財団法人沖縄県環境科学センター

〒901-2111 沖縄県浦添市字経塚 720 番地
TEL (098) 875-1941 代表

お墓を建てるためには、**北谷町の許可**を受ける必要があります。

そのため、墓地用地を購入する場合は、事前に「**北谷町住民福祉部保健衛生課 環境衛生係**」にご相談ください。

北谷町の「まちづくり」のために皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

墓地に関するお問合せはこちらへ

北谷町住民福祉部 保健衛生課 環境衛生係

電話：098-982-7033

住所：北谷町字桑江 731 番地

北谷町保健相談センター

